

第5期第14回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成21年11月4日(水)午後3時から5時15分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、中西委員、柴崎委員、岡澤委員、竹ノ内委員、小山委員、西川委員、阪井委員、浅見委員、新木委員、中村(弘)委員、加賀美委員、藤井委員、山田(哲)委員、原委員、土屋委員、山田(か)委員、かとうぎ委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、税務課長、収納課長、子育て支援課長、経済課長ほか
- 4 傍聴人 1人
- 5 議事および配布資料
 諮問事項
 - (1) 諮問第34号 資料1
 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(税務課)
 諮問第35号
 特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について(税務課)
 諮問第36号
 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の目的外利用について(1)(税務課)
 諮問第37号
 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の目的外利用について(2)(税務課)
 - (2) 諮問第38号 資料2
 児童館・学童保育に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(子育て支援課)
 諮問第39号
 児童館・学童保育に関する業務に係る電子計算組織の結合について(子育て支援課)
 - (3) 諮問第40号 資料3
 消費生活相談に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(経済課)
 諮問第41号
 消費生活相談に関する業務に係る電子計算組織の結合について(経済課)その他
- 6 案件内容および質疑応答要旨
 は審議会委員の発言、 は所管課および事務局の発言を示す。
 < 諮問第34~37号 >
 公的年金から特別区民税・都民税を特別徴収するに当たり、社団法人地方税電子化協議会と電算計算組織の結合(以下「電算結合」という。)を行っているが、電算結合の方法が従来の総合行政ネットワークシステム(LG-WAN)から地方税ポータルシステム(エルタックス)に変更になった。については、電算結合の内容変更およびエルタックスを利用するのに伴う審査システムの運用と保守サポートを外部委託する。
 年金特別徴収対象者の特定および介護保険料の年金特別徴収の中止対象者の特定のため、それぞれ国保年金課が管理する基礎年金番号および介護保険課が管理する特別徴収義務者コード等を目的外利用する。

< 諮問第 38～39 号 >

児童の安全・安心施策として、モデル実施してきたねりまキッズ安心メール事業を、全学童クラブ・児童館で本格実施する。については、この運用に係る申込の受付、情報の登録、ＩＣチップ等媒体の発送、システムの導入・運営保守作業全般およびコールセンターについての業務を委託し、事業者のシステムと電子計算組織の結合を行う。児童が利用するものなので、様々なトラブルが考えられるが、どのように対応していくのか。

システムに精通したものが対応するコールセンターを設置し、正確で迅速な対応ができるようにする。運用に当たってのトラブルに関しては、モデル事業実施の中で改善策を検討し、これらをクリアできる手段として委託という形を選択した。

電子計算組織の結合は 2 通りあるが、個人情報保護の観点からどちらが安全なのか。また、この情報を悪用されるおそれもあるので、委託に当たっては慎重に行ってほしい。

どちらが安全なのかということに優劣は無い。システムだけでなく実績や経験がある、信用できる事業者を選定する。また、取扱者を限定するなどして、運用に関しても個人情報保護の観点から対応していく。

< 諮問第 40～41 号 >

消費者被害の未然防止と拡大防止を図るため、独立行政法人国民生活センターは、全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）により、全国の消費生活センターから寄せられた相談情報を一元的に管理し、消費者や関係機関への情報提供等を行っている。PIO-NET の刷新に伴い、相談情報に合わせて相談者の個人情報も送信することになったため、その管理について、国民生活センターに委託する。また、このシステムとの電子計算組織の結合を行う。

個人情報を外部に移すということに関して問題は無いのか。このような管理は本来区で行うべきではないのか。

消費者からの相談に迅速に対応する必要があることと、相手方である国民生活センターが個人情報保護に関して十分な対応ができていないこと、以上から実施を判断したものである。

7 発言内容

（会長）

ただいまから、第 5 期第 14 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本日は、諮問が 8 件ありますが、関連する案件はまとめて説明いただいた上で、審議することにいたします。それでははじめに、諮問第 34 号から第 37 号までの説明をお願いします。

（税務課長）

— 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 1 に基づき説明 —

— 特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について 資料 1 に基づき説明 —

- 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の目的外利用について(1) 資料1に基づき説明 —
- 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の目的外利用について(2) 資料1に基づき説明 —
- (会長) ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (会長) なければ、本案件につきましては、原案どおり承認いたします。
- (会長) つづきまして、つぎの諮問案件に参ります。諮問第 38 号および第 39 号の説明をお願いします。
- (子育て支援課長) — 児童館・学童保育に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料2に基づき説明 —
- 児童館・学童保育に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料2に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 本事業は練馬区以外でも実施しているかどうかという点、検討中の委託先事業者4社は従来から事業に携わってきた事業者なのかどうかという点、モデル事業を実施している中で問題点は起きているかどうかという点、最後に現場への説明や教育、モニタリングなどは行っているのかどうかという点、以上4点の説明をお願いします。
- (子育て支援課長) 本事業は 23 区では練馬区以外での実施はありませんが、近隣の自治体の例では小平市で実施をしています。検討中の委託先事業者につきましては、プロポーザルで公募しますので、より良い提案のあった事業者を選定していきます。また、モデル事業実施当初は端末の読み取りやメール送信でエラーがあるなど、システム上のトラブルはありましたが、これらを改善していく形で事業を進めています。あとは、児童が操作するものですので、学童クラブ職員の配慮が大事になってくると思います。その点は事業説明や日ごろの研修等で対応していきたいと考えます。最後に、モデル事業対象者の保護者にアンケート調査を行ったところ、85%が満足しているという結果でした。それを受けまして本事業の本格実施に至ったということです。現場の学童クラブ職員に対しましては、事業実施について事前に説明を行い、理解が得られています。
- (委員) 小学校は関係ない事業ですか。
- (子育て支援課長) 小学校に対して直接説明を行ったわけではありませんが、教育委員会には説明を行っています。学童クラブを対象としたのは、小学校と比べて帰宅が6時から7時という遅い時間帯になりますので、この点に重点をおいて事業を実施していこうというものです。
- (委員) 予算がつかなかった場合、モデル事業実施の4館については継続するのですか。
- (子育て支援課長) 本事業の本格実施につきましては、国から10分の10補助金がつく

という意思表示を内々に受けていますが、まだ正式に受けていないのが現状です。しかし、本格実施について有効性は認識されていますので、仮に補助金がつかなかった場合でも、区として別の手立てを考えていきます。

(委員) 生活状況によっては、携帯電話を利用できないような世帯もあると思います。平等・公平面から何か配慮する部分はありますか。

(子育て支援課長) 安全・安心を確認するシステムで携帯電話を利用するものもありますが、小学校では携帯電話を持ってくることができないので、本事業を実施していくということになりました。

(委員) 資料の3ページについてですが、毎年新規に1,300人が入会するということですか。

(子育て支援課長) 現在、学童クラブ在籍児童は4,000人弱います。1年生から3年生の各学年が約1,300人ということになりますので、毎年入会する児童も約1,300人という計算です。

(委員) 現在4館でモデル事業を実施しているとのことですが、本格実施によって、すべての館に導入される予定ですか。

(子育て支援課長) 本格実施により、モデル事業実施の4館を含め、すべての館で導入する予定です。

(委員) モデル事業実施の館については業務委託されているのですか。

(子育て支援課長) モデル事業実施の館では、システム等機器の設置を業務委託しており、そのほかの運用面は区職員で行っています。今回、本格実施に伴い、対象範囲や業務の増加、エラーの掌握を効果的に行うシステムが必要となることなどから、委託を実施していこうという形になりました。

(委員) システムの運用やコールセンター等が委託内容となっていますが、どのような仕事を行っている業者が携わることになりますか。また、モデル事業実施でシステム等機器の設置を委託している業者についても教えてください。

(子育て支援課) 共にセキュリティ関係を取り扱っている事業者になります。

(委員) 資料14ページでは、想定されるシステムが2つ載っていますが、安全性が高いのはどちらになりますか。また、事業者を選定するに当たり、どのように安全性を確認しますか。

(子育て支援課長) プロポーザルを実施するに当たっては、価格だけでなく、中身の安全性を重視して業者の選定を行っていきます。例えば、ICカードを落としたときの対処として、モデル事業ではソニー社製のフェリカチップが内蔵されたものを利用しています。これは、パスモやスイカと同様で、秘匿性が高いものです。具体的には、閲覧コマンドなどがすべて合致しないと読み取れない機能になっていますので、仮に第三者が拾ったとしても、ICカードに入っている情報を見ることができません。選定するに当たっては、これと同等以上の仕

様を求めます。

(委員) ICカードを利用するのは児童ですので、紛失や誤操作などが起こると想定されます。このような問題が起こったとき、保護者からの問い合わせにはどのように対応していきますか。モデル事業での対応についても合わせて説明してください。

(子育て支援課長) 委員ご指摘のとおり、ICカードのかざし忘れや2重読み取りなどが起こりうると想定されます。この点は学童クラブ職員が児童に十分な説明を行うことによって、一定程度は改善されると考えます。また、保護者からの問い合わせは、モデル事業実施の中でありましたが、学童クラブ職員ではシステム等の専門的な分野での対応が不十分であったため、今回の委託内容にコールセンターを入れて、より充実した対応ができるように配慮しました。

(委員) コールセンターがすべての学童クラブの窓口になり、きめ細かい対応ができるようになるわけですね。

(子育て支援課長) そうです。コールセンターが一括して対応します。学童クラブからだけでなく、保護者からの問い合わせについても対応できるシステムにしていきます。

(委員) 8割が利用しているということですが、2割が利用していないという理由は为什么呢。個人情報保護の観点からでしょうか。仮に入館時にICカードをかざすのを忘れて、退館時のみかざした場合は退館したということで処理されるのでしょうか。

(子育て支援課長) 利用しない理由は様々ありますが、児童が来ない場合には学童クラブ職員が保護者に直接連絡するという対応をしていますので、こういうものは必要無いのではないかという意見が主なものとして挙げられています。また、入館時にICカードをかざすのを忘れてしまった場合は、退館時にかざした情報が入館したということでメール送信されてしまいますので、この点は検討していきます。

(委員) わかりました。個人情報の観点から2割の方が利用しないということではないのですね。それと、区立106施設に導入するということですが、民間学童についてはどうですか。

(子育て支援課長) 民間学童につきましては、現在のところ導入予定はありません。

(委員) 民間学童に通わせている保護者から見れば、この事業は不公平ではないでしょうか。安全・安心の分野までこのような不公平が生まれてしまうのはいかなるものでしょうか。検討の余地はありませんか。

(子育て支援課) 本事業の実施については、区内部でも様々な意見がありました。今後、民間学童を含めて全児童についても検討していきたいです。

(委員) 行政だけではやり切れないことから民間学童が設立されたという背景を考えれば、このような不公平は理解されないと思います。これはまた別の機会に質疑させてもらいます。

- (委員) ICカードを作成する費用はだれが負担しますか。それと、このサービスは区立学童に通っている児童に対してのものでありますが、通っていない児童との公平性の面からはどのように考えますか。
- (子育て支援課長) ICカードを作成する費用は区で負担します。また、公平性の面ですが、本事業をきっかけとして、安全・安心について今後どうあるべきかを検討していきたいと思います。委員が指摘した公平性の観点は十分に認識しています。
- (A 委員) どこまで審議するのかを整理したいです。当審議会では、個人情報の保護や個人情報を扱うシステムのセキュリティなどについて審議するべきではないでしょうか。漠然とした不安、抽象的な内容、政策云々の部分について質疑されると、ほかの委員が審議に加わりにくいです。その点、どう考えれば良いでしょうか。
- (副会長) ただいまの委員の指摘を整理したいと思います。過去の審議会でも、同様の質疑がありましたが、当審議会としては個人情報保護に関する審議に限定するのか、または、政策に係る部分についてまで審議の範囲を広げるのか、そもそも踏み込んで良いのかどうかということです。後者については、議会での問題ではないのかと思われるかもしれませんが、いかがいたしましょうか。議員の委員にとっては、時間制限や内容によっては議会で質疑できない部分もあると思われます。審議を聴いていますと、当審議会はその肩代わりをしている部分も少なからずあるような気がします。区民の立場から言わせてもらえば、政策の問題に審議が走りがちです。その点をどのように整理していくべきかという趣旨ですね。
- (A 委員) そうです。その点を交通整理していただきたいと思います。政策の問題については議会を通じてやるべきですし、あえて審議したいのであれば、資料が事前に自宅へ郵送される訳ですから、審議会の前に提案してもらえれば区側も迅速かつ効率的に答弁ができると思います。しかし、政策の問題になると、我々区民委員も政策の問題に踏む込んだ形で審議していかなければなりません。その点は疑問に思います。
- (B 委員) 我々はあくまでも個人情報を保護する上で公開すべき状況か、環境なのかどうかを確認するために質疑をしますので、中には政策の一部にも触れることがあると思います。この点は致し方ないと思います。
- (会長) 議員の委員から何かありますか。
- (C 委員) 対象施設の範囲に関する質疑ですから、政策の一部に触れるようなことになりましたが、あくまでも個人情報保護の観点からの質疑です。
- (A 委員) 後で話し合うという発言がありましたので、こういうことを言われますと、その後の経緯に関して我々区民委員は知るすべがありません。

ん。必要なことであれば、また、我々区民委員にとっても知っておかなければならないことなのであれば、このような発言をしないで、はっきりとおっしゃっていただければと思います。

(C委員)

「後で」と言ったのは、個人情報に関することから若干外れてしまうことでしたので、これは議会の方で審議させていただきますということです。私としましては、個人情報と政策の観点を分ける垣根がどこまでなのか明確に判断できないということと、この件に関しては一定の整理が必要だと考えたことから、質疑を行ったのです。

(会長)

A委員のご発言の趣旨は皆さんご理解いただいたと思いますし、C委員の発言も問題を拡大させようという意図があって発言した訳ではありません。わざと個人情報保護と関係の無いことを質疑した訳ではないと思います。

(委員)

私はそういうふうにして発言した訳ではありません。問題を拡大させようとしているからやめてもらいたいという意味で発言した訳ではありません。

(会長)

わかります。要するに当審議会は練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例に規定された使命があるわけです。ですので、その範囲内で運営審議をしていることは皆さんもご理解いただいていることであると思いますし、あまりにも議論がとんでもないことに発展するようなことがあれば、会長としましては仕切ることがありましたが、このようなことは昔の審議会の方が多かったような気がいたします。最近の審議会では、皆さんもその点を十分に理解された上で、審議に携わっていただいているのではないかと考えられます。今日の問題意識は皆さんも十分意識していることと存じますが、今後も引き続きお願いしたいと思います。それでは案件に戻りましょう。学童クラブでの施策について、委員の皆さんからは様々な質疑がありましたが、審議会として承認するのかどうかということが最終的な問題として問われている訳ですが、いかがでしょうか。

(委員)

ねりまキッズといいましても、必ずしも同じレベルばかりということはありません。非常に良く分かる人もいますし、良く分からない人もいます。運營業務等の委託といってもこれだけでは良くわかりません。また、小学校、中学校、高等学校となりますと、さらに発展していきます。運營業務を行える事業者が本当にいるのかどうか疑問です。私たちも株のやり取りなんかになりますと良く分かりますが、キッズが一体メールでどのようなやり取りをしているのかということは良く分からない部分が多いと思います。果たしてそれらをきちんと管轄できるのかどうかということも良く分かりません。しかし、やりたいのであればやらせれば良いと思いますが、良く分かる子がいるとか、良く分からない子がいるとか、めちゃくちゃに

する子など、いろいろなケースが考えられるので、これはどこか管轄しなければならぬのではないのでしょうか。全部お任せということになりますと、問題が起きるのではないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

(会長)

ただいまの委員の懸念についてはいかがでしょうか。

(子育て支援課長)

今回の業務委託ですが、学童クラブの児童が IC カードを読み取り機にかざして、コンピュータから保護者にメール送信されるというシステムです。ですので、児童同士でメールを利用して何かやり取りするということはありませんので、委員が懸念されていることはありません。

(委員)

わかりました。しかし、この事業が発展することによって、今は家庭と本人のみですが、今後は児童同士でのやり取りという可能性もありますから、その点は十分に考えていかないと混乱することがあるかもしれません。

(会長)

キッズという言葉の表記ですが、これは定着した表現なのでしょうか。

(子育て支援課長)

キッズというネーミングにつきましては、児童の保護者が比較的若いため、このような表記を採用しました。ほかに、安全・安心事業としまして、ねりまキッズ安心タクシーというものがあまして、これにも利用しています。また、保護者から分かりにくいというような指摘は受けていません。

(委員)

ねりまキッズ安心メールの情報を悪用された場合、人の生命の危険に及ぶ可能性があり、リスクは非常に高いと思います。せっかく、大変なお金と労力を掛けたにもかかわらず、児童の行動がわかってしまいますので、運営事業者がその情報を知り得る人ができるだけ少なくすると良いです。運営している業者の人間が、いたずらしようと思えばいくらでもできます。その点のリスク管理はどのようになっていますか。

(子育て支援課長)

このような情報は保護者のみに送られるべきではありますが、システムのエラーや運用状況を確認するために、一定のデータ管理が必要となってきます。信用できる事業者を選定し、さらに取扱者を限定するなどしていきたいと思います。

(委員)

システム結合図のスタンドアロン方式とサーバ方式とがあり、どちらも流れる情報量は同じですが、送信する回数としてはスタンドアロン方式の方が月 1 回ということで少ないです。個人情報保護の観点からはどちらが良いでしょうか。

(子育て支援課長)

委員ご指摘のとおり、スタンドアロン方式の方が、事業者への情報送信の頻度は少ないです。しかし、この点よりも、システムを運用する事業者の取組みや情報管理の仕組みが重要ですので、これらの点を精査した上で事業者の選定をします。ですので、どちらのシ

- システムでも適正な運用が行えると考えます。
- (会長) ほかにございましたらどうぞ。
- (副会長) 先ほどの話との関連ですが、一般的に、その問題に限らず安全・安心のために IT 機器を利用することについては、裏側では情報が漏れる可能性をはらんでいます。このように両刃の剣ですから、便利・効率だという理由だけで決定するのではなく、むしろ IT 機器に頼ることなく、別の方法を検討することも大事だと思います。いつもそういう危険があるということを認識して業務に当たってほしいです。今後も増えていくでしょうから、政策と個人情報保護とのバランスを考えてほしいと思います。
- (会長) なお、ご質問ご意見はありますか。
- (委員) 先ほどの説明では、現在実施しているのは 23 区では練馬のみ、近隣では小平市のみ、ということで非常に少ないです。これは裏返せば、まだ検討の余地があり、もう少し慎重なシステムが出来上がるのを待っているのではないかとも思えます。この点はいかがでしょう。
- (子育て支援課長) 委員ご指摘のとおりまだ実施を検討している段階が多数ということは事実です。補足ですが、板橋区では 8 月からモデル事業を行っています。ICT を活用した安全・安心事業はどの自治体でも検討している状況で、利用するシステムも様々な種類があります。本事業のように IC カードを利用するものもあれば、IC タグをランドセルにつけて GPS 機能を搭載させて、現在地を確認するシステムもあります。区では、4 館で行ったモデル事業への高評価、複雑でないシステム、少ない危険性、安価であること、国からの補助金が利用できること、という多くの要因がタイミング的に重なったことから、本格実施に踏み切りました。委員が懸念されている問題よりも、むしろこのような様々な面から検討している状況であると認識しています。
- (委員) わかりました。
- (会長) 委員からは多くの提言がありましたが、本案件については承認でよろしいでしょうか。保留は 1 名いらっしゃいますね。それでは原案どおり承認いたします。
- (会長) つぎに最後の諮問案件に参ります。諮問第 40 号および第 41 号の説明をお願いします。
- (経済課長) — 消費生活相談に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 3 に基づき説明 —
— 消費生活相談に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 3 に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。それでは、ご意見ご質問があればお願いします。

- (委員) Web上で個人情報の管理を行うのは極力避けて、できることなら、練馬区のシステムで管理したほうが良いのではないかと思います。この国民生活センターのデータセンタを利用する際に、個人情報の管理はさせないという選択肢があったと思いますが、このデータセンタを利用して個人情報を管理していくことに決定した理由は何なのかということと、区の消費生活センターの方に、紙媒体で残る相談者の情報はどのように管理していくのかということの2点を教えてください。
- (経済課長) 1点目でございますが、従前どおりに個人情報を除いた形で国民生活センターのシステムに送信することについては、システム構築の際に他の自治体でも同様の指摘がありまして、検討し、一定程度取り除くことも可能です。しかし、氏名等の個人識別情報を除きますと、入力した消費生活センター職員が情報を閲覧しようとしたときに、すぐに検索できないことや、別に名簿作成をして照合する必要があります。セキュリティも区でやるより安全です。このシステムは中村北分館でのセキュリティ対策と大差が無いということで判断しました。また、国民生活センターも独立行政法人に関する個人情報保護法などの法令で自治体が行う措置と同等かそれ以上の措置が図られています。Web上は閉鎖性が極めて高いため、セキュリティも万全です。手書きしている日々の相談内容は、紙媒体として厳重に管理しています。
- (委員) 日々の相談内容の管理は従前どおり行って、パソコンで管理していた個人情報をデータセンタに移すということですか。
- (経済課長) PIO-NETは昭和59年から行われているものです。消費生活センターでの相談業務は、1件ごとの相談が一度で終わりません。少なくとも数回、多いと80回もやり取りをすることがあります。このシステムに個人情報を移すことによって、氏名のみで相談情報を素早く読み出すことができ、従来の方法よりも効率的に消費者の相談に対応できることができます。
- (委員) 今後このデータセンタのシステムの変更等、検討されていることはありますか。
- (会長)
(経済課長) 時間になりましたので、所用がある方は退席されてかまいません。このシステムはこれから開発するものですので、内容の変更を検討していることはありません。
- (委員) 十分な準備がされていないうちに実行することには疑問があります。似た事業はほかでも行っていますが、もっと具体的に決めてから進めるべきです。ある程度の準備は必要かと思います。
- (会長)
(経済課長) この疑問に対してはいかがですか。このシステムは昭和59年から行っています。現在は消費者の個人情報を除いた形で運用していますので、相談情報の閲覧には2ヵ月

くらいかかってしまいます。これをより効率的に利用するために更新されたシステムです。

(委員)

より慎重に検討する期間は必要かと思います。

(経済課長)

各地の消費生活センターが情報を閲覧して消費相談に役立ててきました。これは国が作ったものですので、使うのか使わないのかの選択肢しかありません。区としましては、セキュリティや利便性を考慮した結果、使うという選択肢を選びました。

(委員)

これは国策なのだと思います。消費者庁もできましたし、国民生活センターに日々の相談情報を集める必要があります。1日でも早く情報を蓄積して、消費者の相談に役立てなければなりません。個人情報保護の観点にも留意してシステムの効果的な運用を期待します。

(会長)

わかりました。ほかにありますか。

(委員)

専用回線を利用して国民生活センターと結合することですが、データセンタを扱う業者とはどのような関係になるのでしょうか。

(経済課長)

区が利用するのは、国民生活センターが再委託するソフトバンクテレコムが扱うシステムですが、区との関係ですと、国民生活センターと結合するということになります。

(委員)

業務委託に関しては個人情報保護に関する覚書がありますが、電算結合については、区と国民生活センターということになるのでしょうか。

(会長)

その点はいかがでしょう。

(経済課長)

この覚書は外部委託と電算結合を含めたものです。三者で守ろうということです。国民生活センターとソフトバンクテレコムの間でも別途詳細な委託仕様書が結ばれています。

(委員)

わかりました。

(委員)

データセンタを取り扱う事業者は信頼できる会社だと思いますが、区としても慎重に進めてもらいたいです。

(副会長)

審議してきた案件は個人情報保護に関するものがほとんどで、情報公開に関するものについては、報告書をもらうだけです。特別に報告することがないということだと思いますが、情報公開についての報告もしてほしいと思います。

(会長)

ほかにありますか。なければ、本案件につきましては、原案どおり承認いたします。つぎに事務局から報告があります。

(委員)

事務局へお願いなのですが、審議会資料をあと1日か2日早く発送してもらえると、目を通す時間に余裕ができて助かります。さらに審議がはかどると思いますので、その点要望します。

(事務局)

委員から審議会資料の発送に関するご指摘ですが、今回は直前まで内容が固まらない案件がありまして、審議会資料の発送が遅れてしまいました。お詫び申し上げます。審議会資料は通例、審議会開催

の1週間前を目処に発送しておりますので、今後も同様の対応をさせていただきますと思います。つぎに、公募区民委員の募集についてです。公募区民委員の皆様は今年度の3月31日をもって満了となります。つきましては、次期の公募区民委員にも応募いただき、引き続きご尽力を賜りたいと存じます。なお、詳細は区報12月11日号と区ホームページへ掲載いたします。また、別途公募区民委員の皆様にはお知らせを発送いたします。最後に、次回審議会の日程ですが、1月22日(金)の午後3時から、2月1日(月)の午前10時からを予定しています。

(会長)

それでは、審議会を終わりにします。ご協力ありがとうございました。

特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について
(条例第 1 3 条関係)

1 件名	公的年金からの住民税特別徴収に伴う審査システム提供業務の委託
2 委託内容	<p>区では、公的年金から特別区民税・都民税を特別徴収するに当たって、総務大臣が経由機関として指定した社団法人地方税電子化協議会（以下「経由機関」という。）と総合行政ネットワーク（L G - W A N）文書交換システムを利用して、必要な情報交換を行うこととしている。</p> <p>この方法は、自治体のシステム大規模改修等があった場合を想定した経過措置である。最終的にはデータおよびその送受信のチェックを行う審査システムを利用して、経由機関が運営する地方税の電子手続のシステム（以下「エルタックス」という。）と接続して年金からの特別徴収を行うこととされている。</p> <p>そこで、エルタックスと情報の送受信を行うために必要な審査システムの運用と保守サポートを委託する。</p>
3 委託先	審査システム運営事業者
4 委託期間	平成 21 年 12 月～
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 税務課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、受託者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	特別徴収義務者コード、特別徴収制度コード、年金保険者用整理番号、年金コード（種別・区分）、生年月日、性別、氏名、住所、各種区分、特別徴収金額、支払金額、源泉徴収額、所得控除の内容、社会保険料の金額等
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金からの特別徴収の概要資料 ・現行の結合図 ・エルタックス導入後の結合図 ・主な用語の解説

	<ul style="list-style-type: none">・仕様書（案）・個人情報の保護および管理に関する特記事項・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項・地方税電子化協議会の概要・地方税電子化協議会の個人情報保護方針
--	---

特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について

(条例第 1 7 条関係)

1	事務事業名	特別区民税・都民税に関する業務
2	所管課名	区民生活事業本部 区民部 税務課
3	変更予定年月	平成 2 2 年 3 月
4	変更理由	<p>区では、公的年金から特別区民税・都民税を特別徴収するに当たって、総務大臣が経由機関として指定した社団法人地方税電子化協議会（以下「経由機関」という。）と総合行政ネットワーク（L G - W A N）文書交換システムを利用して、必要な情報交換を行うこととしている。</p> <p>この方法は、自治体の住民情報システムの大規模改修等があった場合を想定した経過措置であり、最終的にはデータおよびその送受信のチェックを行う審査システムを利用して、経由機関が運営する地方税の電子手続のシステム（エルタックス）と接続することとされているため、審査システム運営事業者（以下「運営事業者」という。）を結合先に追加する。</p>
5	変更内容	<p>(1) 変更前 L G - W A N 文書交換システムを利用し、直接、経由機関と必要な情報交換を行う。</p> <p>(2) 変更後 運営事業者が提供する審査システムを利用し、経由機関と必要な情報交換を行う。</p>
6	結合先	<p>(1) 社団法人地方税電子化協議会（承認済）</p> <p>(2) 審査システム運営事業者</p>
7	変更による個人情報保護内容	<p>(1) 区が講じる保護措置</p> <p>特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合にあたっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>運営事業者との情報交換には、小型電子計算機（以下「伝送端末」という。）を使用する。</p> <p>伝送端末は税務システムへ接続しない。伝送端末と税務システムとの情報交換は磁気記録媒体（M O）で行う。</p> <p>伝送端末にウイルス対策ソフトを導入し、コンピューターウイルスの感染を防止する。</p>

	<p>伝送端末の利用者は、指定する職員のみとして、個別IDおよびパスワードを用いて利用者を管理する。</p> <p>伝送端末との情報交換に使用する磁気記録媒体内の管理を万全に行うとともに、不要となった伝送端末内および磁気記録媒体内の情報は速やかに削除する。</p> <p>職員には、個人情報の保護および管理を十分認識するよう指導する。</p> <p>(2) 区と運営事業者との情報交換に使用する通信回線は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>通信回線はL G - W A N回線を使用する。伝送データを暗号化することで盗聴および改ざんを防止する。</p> <p>伝送端末と運営事業者の電子計算機との通信は常時接続であるが、情報交換時にはICカードによる認証を行う。</p> <p>伝送端末の通信接続先の設定は、運営事業者の特定の電子計算機のみとする。</p> <p>(3) 運営事業者は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>審査システムの操作については、ユーザID・パスワード等で確認措置をとり、担当職員以外の者による操作はできないものとする。</p> <p>電子計算機に対するアクセス内容や操作内容について記録をとり、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。</p> <p>ウイルスや不正なアクセスに対する防御策を講じる。</p> <p>職員に、個人情報の保護および管理を十分認識するように指導する。</p> <p>(4) 運営事業者と経由機関との情報交換に使用する通信回線は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>通信回線は専用回線を使用する。伝送データを暗号化することで盗聴および改ざんを防止する。</p> <p>通信は常時接続であるが、情報交換時にはICカードによる認証を行う。</p> <p>(5) 経由機関は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>電子計算機の操作については、ユーザID・パスワード等で確認措置をとり、担当職員以外の者による操作はできないものとする。</p> <p>電子計算機に対するアクセス内容や操作内容につい</p>
--	---

	<p>て記録をとり、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。</p> <p>ウイルスや不正なアクセスに対する防御策を講じる。</p> <p>職員に、個人情報の保護および管理を十分認識するように指導する。</p>
<p>8 添付資料</p> <p>* 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金からの特別徴収の概要資料 ・ 現行の結合図 ・ エルタックス導入後の結合図 ・ 主な用語の解説 ・ 地方税電子化協議会の概要 ・ 地方税電子化協議会の個人情報保護方針

特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の目的外利用について

(条例第 16 条関係)

1 件 名	特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の目的外利用	
2 利用目的	年金保険者から経由機関を通じて区へ年金特別徴収対象者情報が通知される際、国保年金課が管理する基礎年金番号を利用して対象者を特定する。	
3 利用課	区民生活事業本部 区民部 税務課	
4 利用する個人情報	基礎年金番号	
5 提供課	区民生活事業本部 区民部 国保年金課	
6 利用時期	平成 22 年 5 月 ~	
7 利用方法	区システムによる処理	
8 利用課における個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末機は、必要な情報以外閲覧できないように制限する。また、利用する職員を制限する。 ・ 担当職員に対し、個人情報の保護および管理の重要性を十分に認識するように指導する。 	
9 承認基準の適用	別表 4 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準への追加	
	類 型	事 例
	1 実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	国民年金に関する業務 <u>特別区民税・都民税に関する業務</u>

特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の目的外利用について

(条例第 16 条関係)

1 件 名	特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の目的外利用	
2 利用目的	介護保険料が年金特別徴収対象被保険者でない者については、個人住民税は年金特別徴収の対象とならない。そのため、介護保険料の年金特別徴収が中止になっている者の情報が必要になる。	
3 利用課	区民生活事業本部 区民部 税務課	
4 利用する個人情報	特別徴収義務者コード、生年月日、氏名、各種区分、個人番号	
5 提供課	健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課	
6 利用時期	平成 22 年 5 月 ~	
7 利用方法	区システムによる処理	
8 利用課における個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末機は、必要な情報以外閲覧できないように制限する。また、利用する職員を制限する。 ・ 担当職員に対し、個人情報の保護および管理の重要性を十分に認識するように指導する。 	
9 承認基準の適用	別表 4 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準への追加	
	類 型	事 例
	1 実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	介護保険に関する業務 <u>特別区民税・都民税に関する業務</u>

児童館・学童保育に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件名	ねりまキッズ安心メール運営業務等の委託
2 委託内容等	ねりまキッズ安心メールは、利用登録を行った児童が、各施設を来館および退館する時に IC チップ等媒体を各施設の読取端末にかざすと、当該児童が施設を来館および退館した旨のメールが、保護者の携帯電話等に送信される、というシステムであるが、この運用に係る申込の受付、情報の登録、IC チップ等媒体の発送、システムの導入・運営保守作業全般およびコールセンターについての業務を委託する。
3 委託先	民間業者
4 委託期間	平成 22 年 1 月 (予定) ~
5 所管課名	健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、受託者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	児童氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、保護者氏名、保護者メールアドレス等
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フロー図 ・仕様書 (案) ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・「ねりまキッズ安心メール」チラシ

児童館・学童保育に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(条例第 17 条関係)

1	事務事業名	児童館・学童保育に関する業務
2	所管部課名	健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課
3	実施予定年月	平成 22 年 1 月～
4	事業目的	ねりまキッズ安心メールは、利用登録を行った児童が、各施設を来館および退館する時に IC チップ等媒体を各施設の読取端末にかざすと、当該児童が施設を来館および退館した旨のメールが、保護者の携帯電話等に送信されることで、保護者の日中の不安を解消し、子育て・就労の支援と子どもの安全の確保を実現するというシステムである。そこで、このシステムの運営にあたり、運営事業者と電算結合を行う。
5	現行処理および提供方法	新規業務のため現行処理はない。 インターネット回線の通信接続により、メール送信履歴(ログ)の送信を行う。
6	送信する項目	児童氏名、保護者のメールアドレス、ID 等
7	結合先	ねりまキッズ安心メール運営事業者
8	個人情報の保護内容	<p>ねりまキッズ安心メールに係る電子計算組織の結合にあたっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティ対策基準」を遵守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 練馬区の講じる保護措置</p> <p>ウィルス対策ソフトを導入し、コンピュータウィルスへの感染を防ぐ。</p> <p>業務を行う職員を限定し、職員の個別 ID とパスワードを設定して管理する。</p> <p>業務を行う職員には、個人情報の保護および管理を十分認識するよう指導する。</p> <p>(2) 情報取得時の保護措置</p> <p>専用パソコンとインターネット回線との通信接続は、利用登録をしている児童が IC チップ等媒体をかざした時のみとする。</p> <p>(3) 受託者の講じる保護措置</p> <p>専用パソコンに対するアクセス内容や操作内容につ</p>

	いて記録（ログ）を取り、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。 ウィルスに対する防御策を講じる。
9 添付資料 *省略	・システム結合図

消費生活相談に関する業務に係る個人情報処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件名	消費生活相談情報の管理業務委託
2 委託内容	<p>消費者被害の未然防止と拡大防止を図るため、独立行政法人国民生活センターは、全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下、「PIO-NET」という。）により、全国の消費生活センターから寄せられた相談情報を一元的に管理し、消費者や関係機関への情報提供等を行っている。</p> <p>PIO-NET の刷新に伴い、相談情報に合わせて相談者の個人情報も送信することになったため、その管理について、国民生活センターに委託する。</p>
3 委託先	独立行政法人国民生活センター
4 実施予定月	平成 22 年 4 月
5 所管課名	区民生活事業本部 産業地域振興部 経済課
6 個人情報の保護	練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条の規定に基づき、区・委託先・データセンター委託事業者の三者間で「個人情報の取り扱いに関する覚書」を締結し、区が提供する個人情報の保護を義務付ける。
7 取り扱う個人情報	相談者・契約当事者・被害者の氏名・住所・連絡先・性別・年齢・職業等、相談の対象商品・サービスの種類、契約の相手方、契約内容、相談内容等
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の概要 ・消費生活相談業務の流れ図（システム結合図） ・個人情報の取り扱いに関する覚書（案） ・委託先（独立行政法人国民生活センター）の概要および個人情報管理規程 ・データセンター委託予定事業者（ソフトバンクテレコム株式会社）の概要および個人情報保護のための行動指針

消費生活相談に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(条例第 17 条関係)

1 事務事業名	消費生活相談に関する業務
2 所管課名	区民生活事業本部 産業地域振興部 経済課
3 実施予定年月	平成 2 2 年 4 月
4 事業目的	<p>消費者被害の未然防止と拡大防止を図るため、独立行政法人国民生活センターは、全国消費生活情報ネットワーク・システム(以下「PIO-NET」という。)により、全国の消費生活センターから寄せられた相談情報を一元的に管理し、消費者や関係機関への情報提供等を行っている。</p> <p>PIO-NET の刷新に伴い、相談情報に合わせて相談者の個人情報も送信することになったため、国民生活センターが委託するデータセンター委託事業者のサーバ機と電算結合を行う。</p>
5 現行処理および提供方法	<p>(1) 現行処理</p> <p>相談情報は、国民生活センターから貸与された端末に入力し、消費生活センター内にあるサーバ機に情報を保存している。相談情報の送信については、サーバに保存している情報の中から、個人情報を除いた相談内容の情報のみを抽出し、PIO-NET 端末から専用回線を通じて東京都にデータ送信している。その後は、東京都で集計を行い、国民生活センターにデータ送信している。</p> <p>(2) 提供方法</p> <p>相談情報は、国民生活センターから貸与された専用端末に入力する。承認処理後、相談情報は個人情報も含め、専用回線を通じて国民生活センターが委託するデータセンター委託事業者のサーバ機に送信する。</p>
6 送受信する項目	相談者・契約当事者・被害者の氏名・住所・連絡先・性別・年齢・職業等、相談の対象商品・サービスの種類、契約の相手方、契約内容、相談内容等
7 結合先	独立行政法人国民生活センター

<p>8 個人情報の保護</p>	<p>練馬区情報セキュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>【区側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与された専用端末のみで入力等の作業を行う。 ・専用端末の利用は、相談員（非常勤職員）および事務職員のみとし、国民生活センターから付与される個別IDとパスワードを用いて管理する。 <p>【結合先側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターの保有する個人情報管理規程に基づき、保護措置を講ずる。 ・個人情報データは暗号化し、専用回線で送信するシステムとする。また、データセンター内では、政府推奨の暗号化方式により保存する。 ・暗号化された情報を、システムにより自動的に（随時）にバックアップする。 ・個人情報は、入力を行った消費生活センターのみにアクセスが許可され、国民生活センター（データセンター委託事業者を含む）や他の消費生活センター、省庁でもアクセスはできないシステムとする。 ・ウィルス対策ファイルを常に最新の状態となるようシステム上管理する。
<p>9 添付資料</p> <p style="text-align: center;">* 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の概要 ・消費生活相談業務の流れ図（システム結合図） ・個人情報の取り扱いに関する覚書（案） ・結合先（独立行政法人国民生活センター）の概要および個人情報管理規程 ・データセンター委託予定事業者（ソフトバンクテレコム株式会社）の概要および個人情報保護のための行動指針